

掛川市告示第24号

掛川市自動車改造費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月19日

掛川市長 松井三郎

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、身体障害者が所有し、運転する自動車の改造費を助成することにより、日常生活の利便、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「第8条」を「第8条第1項において準用する政令第2条第2項」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。